

景気対応緊急保証制度の継続に関する意見書（案）

中小企業に対する景気対応緊急保証制度については、政府の事業評価に基づき、経済産業省が 100%保証の対象を現在の全業種から経営が厳しい分野に限るとの方針を表明したことから、大幅に縮小する見通しとなっている。

そもそもこの制度は、平成 22 年 2 月に資金繰りに苦しむ中小企業を支援するため、信用保証協会が 100%保証を行う対象を原則全業種に拡充したものであり、現に中小企業にとっては欠かせないものとなっている。

現在、中小企業金融円滑化法の期限も再延長されたが、貸付条件変更等の申込件数等の推移も高止まりしており、中小企業の資金繰りが好転しているとは、到底言えない状況である。

このような中で、景気対応緊急保証制度を縮小することは、担保力や自己資金が少ない中小企業に対する貸し渋りの再燃につながり、ますます国内の景気を悪化させ、かえって融資の焦げ付きを増大させることになる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業憲章の精神に基づく中小企業支援政策を推進するため、全業種を対象として、景気対応緊急保証制度を継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		